

平成28年 2月定例会 環境対策特別委員会 (付託)

平成28年 3月 8日 (火)

[委員会の概要]

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について(資料①)

【報告事項】

○徳島県気候変動適応戦略(仮称)の中間報告案について(資料②③)

○燃料電池自動車出発式及び水素ステーション開所式の実施について(資料④)

高田県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、2月定例会県議会に追加提出いたしました環境対策関係の案件について御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について、その後、順次、各所管部局長から御説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成27年度歳入歳出補正予算案及び繰越明許費でございます。説明資料(その3)の1ページをお開きください。まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成27年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり5億1,213万7,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は34億2,987万4,000円となっております。このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり3億2,223万6,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は10億9,436万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。まず、環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより2億5,638万5,000円の減額をお願いしております。環境首都課の補正後予算額は8億2,873万4,000円となっております。

続きまして、環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などに伴い5,012万6,000円の減額をお願いしております。環境指導課合計では2,947万3,000円の減額となり、補正後予算額は9,815万5,000円となっております。

続きまして、環境管理課関係でございます。目名、公害対策費の摘要欄②一般公害対策費におきましては、事業の所要額の確定等に伴う3,979万4,000円の減額等により、環境管理課合計で3,637万8,000円の減額をお願いしており、補正後予算額は1億6,747万9,000円となっております。

続きまして10ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。環境首都課所管の一般環境対策費では、防災拠点への自然エネルギー導入に対する補助等に要する経費として2,300万円を繰り越すこととしております。これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行の遅れなど計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰越しの御承認をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。今議会に追加提案を予定いたしております案件の説明は以上でございます。

続きまして、二点御報告させていただきます。お手元にお配りの資料1の1を御覧ください。徳島県気候変動適応戦略(仮称)の中間報告案についてでございます。IPCC、気候変動に関する政府間パネルの評価報告書によりますと、今世紀末までに世界の平均気温は最大4.8度上昇するとの将来予測が示されておりますとともに、国内におきましても、猛暑日や集中豪雨の増加など気候変動の影響と考えられる現象が現れており、今後、これまで以上に、県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されているところでございます。そこで、気候変動によるリスクをできる限り低減するため、影響に適切に対応する適応策についての気候変動適応戦略を策定することとし、この度、中間報告案を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料1の2を御参照いただければと存じます。今後、県議会での御論議を頂いた後、環境審議会での御意見を踏まえ、戦略素案として取りまとめ、次期定例会に御報告させていただきたいと考えております。

次に資料2を御覧ください。燃料電池自動車出発式及び水素ステーション開所式の実施についてでございます。本県では、平成27年度を水素元年と位置付け、水素社会実現の第一歩となる水素ステーションや燃料電池自動車の普及促進に取り組んでまいりました。この度、これまで整備を進めてまいりました県庁舎の自然エネルギー由来水素ステーションと事業者の移動式水素ステーションが近く完成を迎えるとともに、県公用車への燃料電池自動車の導入が実現の運びとなりました。そこで、本県における水素社会の到来を県民の皆様実感いただくため、関係者の御臨席を賜り、県庁舎において、明日、3月9日、燃料電池自動車の出発式を、22日には二つの水素ステーションの開所式を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 篠原県民くらし安全局長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における、平成27年度一般会計補正予算案といたしまして、上から2番目の危機管理部の欄の左から3列目に記載のとおり90万4,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は1億4,231万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。補正予算の部別主要事項について御説明申し上げます。生活安全課の環境衛生指導費の摘要欄①鳥獣等保護費について、ニホンジカ生息状況調査の所要額確定による減額などにより、生活安全課全体で90万4,000円の減額補正を計上いたしております。危機管理部関係の提出案件の説明につきましては以上でございます。なお、危機管理部関係の報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

#### 梅崎農林水産部副部長

続きまして、農林水産部の提出案件につきまして御説明申し上げます。説明資料の1ページをお開きください。平成27年度一般会計補正予算案でございますが、農林水産部は上から3段目に記載のとおり1億6,644万2,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は16億1,480万9,000円となっております。

続いて5ページをお開きください。各課別に御説明申し上げます。まず、農林水産政策課でございますが、摘要欄1段目、①の農作物鳥獣被害防止対策費について、国の補正予算に対応し、有害鳥獣捕獲活動等の支援に要する経費として1,131万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、もうかるブランド推進課では、3段目の①、環境保全型農業推進費について、国からの受託事業の確定などによる減額など、もうかるブランド推進課合計で135万4,000円の減額をお願いするものでございます。

畜産振興課では、下から2段目の①、畜産環境対策費について、国の補助事業費の確定により893万5,000円の減額をお願いするものでございます。

6ページをお開きください。林業戦略課では、摘要欄①、森林環境保全整備事業費について、国の補助事業費の確定による減額などをお願いするものでございまして、林業戦略課合計で1億6,742万5,000円の減額となっております。

続いて、森林整備課では、下から3段目の①、保安林整備管理費について、国からの受託事業費の確定により4万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして11ページをお開きください。繰越明許費の追加でございますが、森林整備課の治山事業費につきまして、翌年度繰越予定額欄に記載のとおり8,694万6,000円をお願いするものでございます。

その下段の繰越明許費の変更分でございますが、これは、今議会におきまして、先議により繰越明許をお認めいただきました林業戦略課の事業につきまして、繰越予定額の変更をお願いするものでございます。変更後の翌年度繰越予定額は4億3,100万円となっております。今後、できる限り事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。提出案件の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

#### 楠本県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして御説明申し上げます。お手元の資料の1ページをお開きください。表の下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では2,243万4,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算額は5億6,867万2,000円となっております。

次に2ページをお開きください。流域下水道事業特別会計におきまして1,906万5,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は11億2,303万6,000円となっております。

7ページをお開きください。補正予算に係ります県土整備部の主要事項につきまして御説明申し上げます。まず、住宅課におきましては、摘要欄の建築基準法等施行費につきまして、民間建築物のアスベスト対策費に係る補助金の申請がありませんでしたことから120万円全額の減額をお願いしております。

次の河川整備課におきましては、総合流域防災事業費等の決定に伴いまして442万5,000円の減額をお願いしております。

続きまして水・環境課におきましては、農業集落排水整備事業費等の決定に伴いまして2,590万8,000円の減額をお願いしております。

運輸政策課におきましては、港湾海岸施設維持修繕費による海岸漂着物の処理等に要する経費の補正としまして909万9,000円の増額をお願いしております。

8ページをお開きください。流域下水道事業特別会計でございます。旧吉野川流域下水道建設事業費等の決定に伴いまして1,906万5,000円の減額をお願いしております。

続きまして、12ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成28年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。一般会計におきまして、翌年度繰越予定額といたしまして、水・環境課の廃棄物処理施設管理指導費で651万8,000円となっております。また、流域下水道事業特別会計では、旧吉野川流域下水道建設事業費で2億3,000万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。県土整備部関係の提出案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

木下副教育長

教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では12万1,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は970万9,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。教育委員会の主要事項でございます。学校政策課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により12万1,000円の減額をお願いいたしております。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

庄野委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

上村委員

予定にはしてなかったんですけども、今朝の徳島新聞に出ていましたけれども、オスプレイが鳴門で目撃されて、ここはこうのとりの保護区の近くなので、こうのとりが繁殖できるかどうかという非常に危機的な状況だと思うんです。これに対して県のほうは何か行動を起こすのでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま、委員からこうのとりの生息地付近をオスプレイが通過したことに対する対応はということで御質問を頂いたところでございます。昨日、鳴門の大麻町のところから東へ、午後1時40分頃、オスプレイが一機、通過をいたしました。こうのとりの生息地に近いということと、かなり低い高度で飛行したため、今、巣作りしているこうのとりに対して影響が出るのではないかと、地域の方からもお話を頂きました。これにつきましては、昨日のうちに中国四国防衛局、それから外務省のほうに向けまして、与那にありますが米軍のほうに伝わるように、特に今回、特記事項といたしまして、鳴門の大麻でコウノトリ鳥獣保護区を設置し、地域の皆様とともに、今、コウノトリ定着推進協議会を設置し、それから、皆さんで守り、育てて、是非ともこうのとりの取組をということを強く申入れをしたところでございます。

上村委員

申入れに対しての反応と申しますか返答はいかがだったのでしょうか。

小椋生活安全課長

まだ出したところですので、これから伝わっていくかと思っておりますので、また反応については確認しておきたいと思っております。

上村委員

是非、二度とこういうことがないようにしていただきたいと思っております。

それでは予定していた質問のほうに、四点ほどあるんですけどもお願いいたします。再生可能エネルギーの普及向上の取組についてですけども、国は原発をベースロード電源として位置付けていますけれども、このことについては賛同できないんですけども、自然環境を生かした再生可能エネルギーの普及を進めていくことは賛成です。徳島県は非常に自然環境に恵まれて、再生可能エネルギーの宝庫ということで、県も熱心に取り組んでいるところです。地球温暖化防止の課題でも、こうした再生可能エネルギーを進めていくことは非常に大事なことだと思っております。2012年に導入された再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度というのが非常に功を奏して、一気に再生可能エネルギーの比率が高まってきているんだと思うんですけども、国は更にこの効果を上げるために、2月9日に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特措法の一部を改正する法律案を閣議決定して、今の国会に提出して、来年の4月に施行を目指しているとい

うことも聞きましたけれども、この改正案で、電気発電事業の実施可能性を確認した上で認定する新しい制度とか、適切な事業実施を確保する仕組みを導入することなどが含まれているので、この辺、私も大変注目しているんですけども、前回の事前委員会でも説明は少しありましたけれども、この点で、新規事業の“とくしま発”小水力発電モデル事業について少しお伺いをしたいと思います。説明によると、今までの小水力発電というのは中山間地で高低の差がある所で水力を利用する発電方法でしたけれども、今回の事業というのは落差が少ないところでも発電できるということで、これが成功すれば画期的なことだなあと感じるんですけども、費用対効果という点ではどうなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

檜垣農山漁村振興課長

“とくしま発”小水力発電モデル事業についてでございますが、今、委員からも御説明ございましたように、これまで中山間地域におきまして大きな落差を活用いたしました小水力発電へ取り組んできたところでございます。しかしながら、吉野川や那賀川、海部川などの河川水を水源といたします農業用水路で、平たんで落差が小さいことから、小水力発電導入が進んでいない状況でございます。これは、委員からもお話がございましたように、小落差に対応した効率的な発電技術が、水車等が開発できておらないということでございます。そのため、今回、農業用排水路を管理する土地改良区また小水力発電に関する研究実績のある徳島大学、阿南高専さんと連携しながら水車等の開発に実証モデルとして取り組んでいくものでございます。

費用対効果ということでございますが、今回、実証モデルによりまして水車等の開発を行い、正式に費用等、どのくらいかかるのかというのを出して、それからそういうものを持ってほかの改良区にも進めていくということで実証モデルに取り組みたいと考えております。ただ、阿南高専さん、これまでの実績が那賀町等でございますので、阿南高専さんのほうで、今、試算という形でございますが、していただいておりますところでは、大体1か所当たり費用として500万円から600万円程度かかるのではないかと、また発電量でございますが、大体半年で60万円程度の売電益が出るのではないかとということで、10年程度で投資した額が戻って、それ以降は、例えば農家の維持管理費の軽減につながるということで、十分に費用対効果が発現するのではないかと考えております。

上村委員

詳しい説明ありがとうございました。1,000万円の今回の予算が計上されておりますけれども、これが成功すれば地産地消の再生可能エネルギーの普及で、大変有効だと思うんですけども、仮にこの実証実験が成功して、普及が進んでいくとしたら、この予算は追加していく予定はあるんでしょうか。

檜垣農山漁村振興課長

今後もこの事業を継続するのかという御質問でございますが、今回は飽くまで実証モデル、これをメインに考えております。それと、1,000万円の中で国費が400万円と県費600万円で考えておまして、400万円につきましては、ほかの改良区、吉野川等、那賀川や

海部川から取水しておりますほかの改良区、10改良区ぐらいございます。これら改良区は、水利権を持たれたところでございます。そういうところで現地調査を行い、導入可能性の検討を行いますので、そういうところに今回の実証モデルの結果、例えば売電益がこれくらい出るとかいうことの具体的な数字を持って説明を行い導入推進を図っていきたいと考えております。飽くまでこれは実証モデルとして、データ等の蓄積を行って、今後、県内で小水力発電、平場で進めるような、進めることを行うための実証モデル事業として行いますので、実証モデル事業としては来年度1年間で取り組みたいと考えております。

#### 上村委員

28年度にそういう取組をして、もし普及できる可能性があれば、また再来年度から本格的にやっていくということですかね。

#### 檜垣農山漁村振興課長

今後も小水力発電の平場での導入推進、これは当然進めていきたいと考えておりますので、例えば、国補が十分に使えるように、その辺も検討をしながら、改良区への支援をしながら小水力発電導入を推進していきたいと考えております。

#### 上村委員

是非、成功して、これを普及していけるようになればいいと思っておりますので期待をしております。是非頑張ってくださいと思います。

それでは、畜産振興課の関係ですけれども、これも事前委員会でお聞きしたんですけれども、畜産バイオマス利活用推進事業、畜産バイオマス利活用整備事業についてお伺いをしたいと思います。この畜産バイオマス利活用整備事業は6億4,000万円余り予算が組まれておりますけれども、新聞報道でもあった2016年度に着工完成を目指している鶏ふんを燃料とするバイオマス発電施設に対する予算について、確認をしておきたいと思うんですけれども、この事業に加わる業者というのはどういう業者でしょうか。

#### 後藤畜産振興課長

ただいま上村委員のほうから畜産バイオマス利活用整備事業についての御質問でございますけれども、まず、国補事業のスキームから改めて御説明をさせていただきたいと思っております。今回計上しております畜産バイオマス利活用整備事業費、この事業では6億600万円でございますけれども、国の畜産クラスター事業を活用した家畜排せつ物有効利用施設の整備に要する経費として、事業者に対し、補助を行うものであり、全額国費となっております。この国の畜産クラスター事業につきましては、近年、全国的な畜産農家数や飼養頭数が減少していることから、畜産農家と農業団体や流通加工業者などの地域の畜産関係者が一体となって実施する収益性向上や生産基盤の強化等の取組を支援する事業であります。本事業に取り組むためには、まず地域の関係者が連携してクラスター協議会を設立し、収益性向上に向けた取組についての畜産クラスター計画を作成する必要があります。その計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、必要な施設整備やリース方式による機械導入等に必要な経費の2分の1以内の補助が国から受けられる事業でございま

す。このため、畜産クラスター事業のスキームに基づきまして、県内の養鶏関係者らが平成26年4月30日にクラスター協議会に当たるライブストックエナジー活用協議会を設立しまして、検討を重ね、事業計画案を作成してきたところでございます。その内容につきましては、県内養鶏関係者らが畜産クラスター事業を活用し、生産拡大や生産コストの低減を図る上で大きな課題となっております鶏ふんについてバイオマス燃料として有効活用する施設を整備し、これを核として養鶏農家の収益向上を図る取組でございます。今回、事業実施のスケジュール上、まだ正式な計画書の提出はなされておられませんけれども、事業スキーム等の事業内容について事業者との事前協議を行ってきたところでございます。今回の事業者の計画では、本県の養鶏振興上、ネックとなっております鶏ふんの活用について、畜産バイオマス燃料として活用する革新的な鶏ふん利用施設整備計画であり、本県の養鶏振興のみならず地域の収益性向上につながる事業と考えているところでございます。先ほど御質問がございました本事業に関わっている会社ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ライブストックエナジー活用協議会は県内の養鶏関係者らが中心となり、生産拡大や生産コストの低減を図る上で課題となっております鶏ふんについて、バイオマス燃料として有効活用するボイラー設備や発電設備等の関連施設を国のクラスター事業を活用して整備するために平成26年4月30日に設立した協議会でございます。本協議会のメンバーとしましては、貞光食糧工業株式会社、それから株式会社イシイフーズ、それから株式会社カワフジ徳島支店、オندان農業協同組合、株式会社アイ杉原、有限会社出口種鶏場、有限会社アサヒ、石井養鶏農業協同組合、それから有限会社篠塚<sup>ふか</sup>孵化場、それと徳島化製事業協業組合等の、傘下の養鶏農家140戸を含めました10団体が構成メンバーとなっております。

#### 上村委員

新聞報道によると、この事業者の代表ですか、岸代表が就くというふうに書いておりますけれども、これ間違いはないですか。

#### 後藤畜産振興課長

先ほど申しましたライブストックエナジー協議会と、それと、先ほど申しましたように、協議会が作成した畜産クラスター計画の目的を達成するために必要な施設整備をする中心的経営体ということでライブストックエナジー株式会社というのを立ち上げております。このライブストックエナジー株式会社の出資者等につきましては、法人、個人の競争上、内部管理上、信用上におきまして支障を生じさせると判断されることから公表は差し控えていただきたいと思います。

#### 上村委員

公表は差し控えたいということですがけれども、既に新聞報道では会長には岸代表取締役が就くと明記してあるんですけれども、これ実質公表されているのと同じと思うんですけれども、なぜ県としては公表できないんでしょうか。

#### 後藤畜産振興課長



公表といたしますか、このライブストックエナジー株式会社の社長につきましては、すみません。小休をお願いします。

庄野委員長

小休します。(11時05分)

庄野委員長

再開します。(11時06分)

後藤畜産振興課長

先ほどの御質問ですけれども、代表者としては徳島化製の岸小三郎さんがなっております。

上村委員

私たちがこの事業が成功すれば、鶏ふんの処理についても有効活用でいいと思うんですけれども、県のほうでずっと徳島化製事業組合に不正な補助金を出し続けているということで、またこういったことにつながるのではないかという危惧を抱いているので質問をしたわけです。事業計画が事前委員会の時には3月中旬には出されるということだったんですけれども、今の答弁を聞いていると、まだ出されていないということですが、事前委員会でも申しあげましたけれども、国の補助金をもらう事業として、きちっと事業計画が出ていないものを国に申請をして補助金が出るというのは通常では考えられないことではないかなと思うんですけれども、一体、いつまでにこの計画書が出されているのか、そういうのはつかんでいるのでしょうか。

後藤畜産振興課長

ただいま、事業計画書の件についてでございますけれども、先ほど言いましたように、ライブストックエナジー協議会が畜産クラスター事業のスキームにのっとりまして、県内養鶏関係者が生産拡大や生産コストの低減を図る上で課題となっております鶏ふんについてバイオマス燃料として有効活用する施設を整備するというもので、平成26年4月30日にライブストックエナジー活用協議会を設立しております。その中で、これまでも事業スキーム等の事業内容について、事業者との事前協議を行ってきたところでございます。先ほど正式なということを言いましたけれども、この国の補助事業に向けてのスケジュールについて御説明させていただきます。今後のスケジュールとしましては、ライブストックエナジー協議会より作成されたクラスター計画案並びに事業計画案について、3月中旬までに農政局とヒアリングを行うこととなっております。その後、国におきまして、全国の事業要望に対する審査が行われ、事業計画案につきまして、4月上旬、補助金の割当て内示がなされることとなります。割当て内示があった後に、ライブストックエナジー協議会より、県に対して事業計画申請書を提出していただき、農政局を通じ、農林水産省に提出することになります。なお、事業計画が認められますと、国より計画承認通知があり、事業計画が確定するという流れになります。

上村委員

そしたら、これから事業計画を出されて国と協議をして、その上で正式なものが認められて、事業として始まるということのようですけれども、当初予算でこれ採れるものとして6億4,000万円余りの経費を予算に実際出しているわけなので、そういったきちっとした説明なしに、この予算を通そうというのは非常に無理があるのではないかなあと思います。この委員会では予算について態度を表明したりする場はありませんけれども、やっぱりこの事業のやり方というのは通常では考えられないような進め方をしているなあということで、これはちょっと問題があるなあと私たちは指摘したいと思っています。それで、事業計画が正式なものになるには4月中旬ぐらいというめども出されたんですけれども、新聞報道では年間3万トンの鶏ふんを集めて処理するということですのでけれども、一日当たりどのくらい処分をしていくということになるんでしょうか。

東城家畜防疫対策担当室長

委員のほうから、1日当たりどのくらいの鶏ふんを燃焼させるかという御質問がございました。計画案では、1日約100トン焼却する予定と聞いております。

上村委員

1日当たり約100トンということですのでけれども、県内で全部調達できるんでしょうか。それとも県外からも入ってくるんでしょうか。

東城家畜防疫対策担当室長

県内の鶏ふんを集めるのかという御質問がございました。本事業計画に参画するのは県下主要養鶏事業者であり、その傘下の県内養鶏農家から年間約3万トンの鶏ふんをバイオマスエネルギーとして活用する計画となっております。

上村委員

県内から調達するということでもいいんですね。

それと、周囲の、近隣住民への対応はどうなっているんでしょうか。まあ新聞報道でも既に出されていますけれども、説明会とか、環境保全についての対策、特に臭いが心配されると思うんですけれども、この点でも、スケジュールはどうなっていますか。

東城家畜防疫対策担当室長

委員のほうから臭気対策について心配だということで、その対策はどうなっているか、それと周辺住民対策はどうなっているかというような御質問がございました。まず臭気対策ですけれども、本事業に取り組む上で臭気対策については事業者も十分認識しており、水分調整など事前処理をした鶏ふんの搬入に当たりましては、施設周辺への環境への影響を考慮し、開閉式のコンテナをシートで覆うとともに、搬入が一度に集中しないよう運行管理を徹底するなど、万全の対策を実施するため、搬入搬出規定を設けると聞いております。また、搬入された鶏ふんの投入ピットは閉鎖の建屋になっており、二重のシャッター

及び施設内を陰圧にすることにより臭気が外部に漏れない構造であると聞いております。また、ピット投入以降は、燃料保管庫に投入されることとなっておりますが、閉鎖系により外部との接触を遮断するとともに燃焼炉では800度以上の高温で燃焼されると聞いております。さらに、燃焼時の排気はフィルターにより塵埃<sup>じんあい</sup>を除去する計画と聞いております。それと、地元住民への説明については、なお施設の整備に当たっては周辺環境に配慮する計画であり、環境対策について既に地域住民に十分に説明し理解を得ていると聞いております。

上村委員

地域住民にはどういった形で説明されているのか、説明会をしたのか、それとも地域を回って、事業者が一軒一軒回ったのか、その辺はつかんでいますか。

東城家畜防疫対策担当室長

事業者から伺っておりますのは、地域の3地区、不動沢地区、不動北地区、不動東町それぞれで説明会をしたと聞いております。

上村委員

分かりました。私たちのところにも、特にこれに関して不安とか苦情の声が聞こえてきているわけではないので、今後、事業が進むに当たって被害が出ないことを願っております。あと、確認なんですけれども、これは国の事業として行われるということですのでけれども、今後、これに対して県として補助金などを出していく予定はあるのでしょうか。

後藤畜産振興課長

平成28年度のこの事業に県費補助をするのかというような御質問でございますけれども、平成28年度当初予算に計上させていただいております予算につきましては、国のクラスター事業を活用した施設整備に要する経費として事業者に対し補助を行うものでありまして、全額国費となっております。当該事業は徳島県の基幹産業である養鶏産業の振興上、重要な事業であると考えておりまして、TPPによる経済のグローバル化に対応し、今後、畜産業の振興を図るためには必要な事業であると考えておりまして、この国の畜産クラスター事業スキームの枠組みの中で進めてまいりたいと考えております。

上村委員

ちょっと最後のほう、分からなかったんですけれども、国のクラスター事業として当初予算ではこれを全額国費の補助で出るということで、今後、県として非常に重要な事業だから、県として単独で補助金を付けるということはあるのかなのか、その辺の、これからの県としての見積りをお聞きしたいと思うんですけれども。

後藤畜産振興課長

この事業は先ほども言いましたとおり、重要な事業と考えておりまして、まずは国補事業の採択に向けて支援してまいりたいと考えております。

上村委員

聞いたことの半分、答弁がないんですけれども、これは今後検討するということでしょうか。

河野農林水産部次長

先ほど、後藤畜産振興課長から答弁させていただきましたけれども、この事業につきましては、国補事業を活用してする事業ということで予算計上しているところでございます。

上村委員

県として単独でまた新たに補助金を付けるということは、今後、この事業で、28年度は国の予算でやるということですが、それは今のところ考えていないということでしょうか。

梅崎農林水産部副部長

繰り返しになりますけれども、本事業については、国のクラスター事業を活用して整備を図るものでございまして、国の補助率、2分の1以内ということのスキームで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

上村委員

分かりました。また来年度以降の課題として、私たちも注視していきたいと思っておりますので、この辺でこの課題についてはやめておきます。

梅崎農林水産部副部長

先ほど、予算計上につきまして、ちょっと変則的ではないかというふうな委員の指摘がございましたけれども、当畜産バイオマス利活用推進事業につきましては、事業者が国への補助申請を行う際に、県を通じて申請すること、それから補助金に関しましては、県がまず補助金の受取の窓口になることから、前もって予算を計上いたしまして、申請があった事業計画を国が認めて初めて予算が確定することになります。制度上、国と事業者の間に県が窓口となってサポートをすることから、通常の国の補助事業の考えと同じということで、変わりはありませんので御説明をさせていただきました。

上村委員

分かりました。それではこの点についてはこれでやめておきます。

旧吉野川流域下水道について、最後の委員会なのでお聞きします。もうずっと、幹線管渠きょを建設をして、平成21年から一部供用も始まっていると、今、平成26年度までに、これ決算委員会でも申し上げたんですけれども、大体この工事費に約330億円、県がつぎ込んでいますけれども、これ、いつになったら下水道として普及率を上げるような、そういった段階になるのかなどをお聞きしてもなかなかお返事はいただけないのですけれども、この完成のめど、本当はいつになっていましたか。

## 酒井水・環境課長

旧吉野川流域下水道事業についてでございますけれども、完成の時期という御質問でございます。この事業につきましては、終末処理場及び幹線管渠きんせん、これを県が整備をいたしております。それと、それに関連いたしまして、関連市町が面整備というようなことで整備を並行して進めてきておる事業でございます。先ほど委員からありましたように平成21年4月から一部供用を開始したところでございます。現在、県におきましては幹線管渠きんせん、これを41キロメートルのうちの24キロメートルの整備を終えまして、現在400メートルの延長工事を実施しております。また、終末処理場につきましては、現在、16分の1系列ができておまして、29年度には現在の処理能力を超えるということで、追加工事ということで現在、機械電気設備、16分の1の増設工事を実施しております。そういう中で、並行して関連市町におきましては事業認可の区域を随時拡大していただきまして、その都度、供用の区域の面積が広がり、また下水道の汚水処理人口、これも増加をしてきておるところでございます。完成時期につきましては、今後、現在進めております県及び市町村の汚水処理構想の見直し、この計画に従いまして、今後もスピード感を持って整備を進めていきたいと考えております。

## 上村委員

従来、うちの会派では非常に無駄な工事ではないかと、合併浄化槽など、そういったものでやればもっと早くきれいな水になるということで申し上げてきましたけれども、かなり工事も進んでいるので、これどうするのかなあというふうに思いながら質問をしているんですけれども、なかなか完成のめどが立たないということで、延々とこの工事をやり続けて予算を組んでいくのかなあという思いもしているんですけれども、もうそろそろ、なかなかつながらないところ、また各家庭の理解も得て、経費もかかりますのでね、負担もかかりますから、難しいところは合併浄化槽で対応するなど、ちょっと事業も見直す必要があるのではないかなあと思いますけれども、この辺についてはいかがですか。

## 酒井水・環境課長

ただいま、上村委員から旧吉野川流域下水道の計画を今後見直すべきではないのかという御質問でございます。汚水処理、県内の汚水処理対策につきましては、地域の実情に応じまして下水道、また合併処理浄化槽、農業集落排水などの整備手法の中から最適なものを選択してやっておるところでございます。一般的には、人口集積度が高い部分につきましては下水道のほうが個別処理でございます合併処理浄化槽よりも安価にできるというような利点があるということで、集合処理ということで進めておるところでございます。旧吉野川流域下水道、この区域につきましても県内におきましては人口減少が少ない地域でありまして、また人口集積度の高い地域であるということで下水道による汚水処理を行うのが最適であると考えております。

## 上村委員

今のところ事業を見直す予定はないということですが、今後、これはちょっと考

えていかななくてはいけない課題だなあとしますので、またいい提案ができれば、この点については取り上げたいと思います。

アスベスト対策についても申し上げたいと思います。この問題も、以前の委員会でも私も取り上げたんですけども、国の予算が2016年度から若干減らされているので、県の取組が後退するのではないかとということで少し心配しております。国のほうでは2015年度は建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査費と飛散防止の総合対策費ということで5,800万円ほどの予算を組まれていましたけれども、新年度予算を見ますと、アスベスト飛散防止総合対策費に統一するという名目で予算が1,400万円ほど減っているんです。県のアスベストの取組については、この影響はないんでしょうか。

#### 渡邊住宅課長

ただいま、アスベスト対策に関する御質問を頂きました。民間建築物等のアスベストの除去につきましては、国におきまして国土交通省所管の住宅建築物安全ストック形成事業の中にアスベスト改修事業というものを用意しております。こちらの事業につきましては、アスベストの含有調査につきまして定額の補助を行うとともに、アスベストの除去については国、公共団体、そして民間の建物所有者、3者一体となって事業を行っていくという体制になってございます。この事業につきましては交付金事業として、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の中のメニューに組み込まれております。公共団体さん、市町村のほうで必要な事業を計上していただければ、それに対応する形で計画に配分されるということになっておりますので、柔軟な対応が可能になっている制度と考えております。

#### 上村委員

まあ基金に対しては新年度も同じ予算、組まれておりますので、その点は大丈夫なのかなと思うんですけども、このアスベストについては、製造も禁止されておりますけれども、今後、2040年が解体工事などのピークになると言われております。最近でも他県では死亡して、労災申請なども出ているということで、今後、アスベストによる被災者が一気に表面化してくる可能性もあるので、この点でしっかり対策はとっていかなくてはいけないのではないかと思いますけれども、以前にお聞きしましたけれども、このアスベストの解体工事に伴う監視などは、今、県としてはどういうふうに行っていることと、今後どういうふうな対策をしようと思っているのか簡単に、時間もありませんので確認をしておきたいと思います。

#### 上岡環境管理課長

ただいま、委員からアスベストの除去工事等に対する監視とかの御質問がありました。大気汚染防止法によりましてアスベストの飛散防止のために、建築物の解体等の作業につきましては、実施前の届出と作業基準の遵守を義務付けております。届出がありましたら当課のほうで届出内容を確認するとともに、あと、工事前に立入調査を行いまして、作業に入る前の部屋の設置状況とか、それから必要な機器とか薬剤の確認、それから外に漏れ出さないように陰圧にしているんですけども、その陰圧が保たれているか、それから養生シートなどで漏れないかとか、あと集塵機のHEPAフィルターの確認など、こうい

うものを行っております。さらにその除去作業が始まりましたら、保健製薬環境センターのほうで行政測定としまして敷地境界とか排出口での測定を行いまして、即日に結果を出して、問題があれば迅速に対応できるようなということで監視体制をとってっております。この監視につきましても、労働安全衛生法のほうでもございまして、そちらのほうとも連携を取ってっておりますし、また情報につきましても、建設リサイクル法のほうとかも連携して情報を網羅して、漏れのないようにやってっております。

#### 上村委員

通常の場合でしたら、そういう手順でやって防止もできると思うんですけども、心配しているのは南海トラフ巨大地震などの大災害があった場合、そんな対応もしていられないということで、その下で、非常にアスベストによる被害が多発する可能性もあるので、是非そういった巨大災害に対する対応もこれからは考えていかななくてはならないなと思っておりますので、その辺のこと、しっかりこれからも対応していただきたいと思いますということで質問を終わります。

#### 木下委員

今の上村委員が旧吉野川流域下水道のことで質問したことに関連してお聞きしたいと思っております。実は、今までも多くの職員を投入して着々と工事を進めていると思うんですが、完成された下水道の運用状況といいますか、加入者、完成されたところまでの流域の利用者というのが、今、7,000戸ぐらいですか。

#### 酒井水・環境課長

ただいま、流域で供用を開始しているエリアの普及率についての御質問でございます。平成26年度末の数字でございます、現在、市町村のほうで面整備をしておるのが1市4町ということでございまして、この1市4町につきまして普及率が12.5パーセントというような状況になっております。

#### 木下委員

非常に少ないと私は感じるんですが、せっかくこれは、みんなの生活を守るというための事業だと思います。それで、それによって河川が浄化されるという最大の目標があると思うんですが、なぜそのような、いいものが出来上がっているのに加入率が低いのか、その辺を県のほうで分析しておられるのであれば教えていただきたい。

#### 酒井水・環境課長

先ほど、委員の御質問の中で、普及率ということで申し上げましたけれども、実際に整備が進みまして、その下水道につないでおる率、接続率というのが別途ございまして、それにつきましては約40パーセントほどの方が接続をしていただいておりますということでございますけれども、そういう中でも、まだちょっと実績としては相当低いということでございます。下水道につきましては、毎年毎年整備を進めてございまして、そういう中で順次接続を図っておるところでございますが、そういう中で、関連市町におきましても、

普及員を雇って接続率の向上を図ったり、我々も下水道への接続につきましてPRを行うなど接続率の向上に努めておるところでございますけれども、下水道を進める中で、やはり個人負担というの、宅内配管の整備というようなことで必要でございます。そういう中で、市町におきましては、その接続の費用につきましても一部助成をするというようなこともしておりますけれども、なかなかそれが結びついていないところもございますが、今後、県といたしましても更に市町と連携いたしまして、住民の皆様の御理解を頂くように取り組んでいきたいと考えてございます。

#### 木下委員

せっかくの事業でございますので、なぜ進まないのかということは、費用も要るんだろうと思いますが、そこまでいく、接続とか、そういうものにお金がかかりすぎる、高いとか、安いとかいう問題もあるんじゃないんですか。せっかくですので、総事業費の中に組み込んでいって、そしてそれを促進していくという方策も大事なんでないかなと、そんなふうに。利用率が低いのはもう一番問題点はその辺にあるのかなと思いますので、せっかくの巨額の投資をしてやる限りは、それを利用していただくというのが一番大事なことだと思いますので、その辺も含めて、今後対策を検討していただけたらと思うんですが、その辺のお考えをちょっとお聞かせください。

#### 酒井水・環境課長

今、委員おっしゃいましたとおり、下水の接続につきましては個人負担の部分というの、大きいところがあると認識しておりまして、そういう中で、現在市町のほうで接続補助という形でやっておりますので、更に今後、市町とも連携をしながら接続がより進むように取り組んでまいりたいと思います。

#### 木下委員

そういう方向で進めていただきたいと思います。各市町、そして自治会という利用組織もありますので、そういう方たちと相談しながら、相談にのって、この事業をしっかりと進めていってほしいと要望しておきます。

それともう一点、農林水産部で進めてます鳥獣被害対策、先日も南のほうで痛ましい事故があったりして、それに対する対策だろうとは思いますが、ハンターの高齢化がずっと進んでおりますので、ああいう事故も起こったのかなあという思いもあります。そしてその中に、今年、ハンターの育成ということで、若者の育成対策というのがこの予算に出ています。それは、どのような方向で、内容等についてちょっとお聞きできたらと思います。

#### 小椋生活安全課長

まず、狩猟の事故、県南で8月29日に猿の捕獲であったわけですが、これにつきましては、その後、緊急の事故再発防止ということで、県下3ブロックに分けて、県の猟友会と連携しまして、3ブロックごとに事故再発防止という研修会を開くとともに、それから事故がありました翌日、8月30日を猟銃による狩猟事故防止の日と、県猟友会が定めまして、現在、猟友会のホームページでも、その日から死亡日数を毎日ホームページで更新



するたびに掲示し、なおかつ、狩猟される方につきましては、現在もいのしし、鹿の狩猟期中でございますので、功を焦って、確認せずに誤射することのないように、場合によっては、無理して確認ができないまま事故にならないように、一呼吸置いて、とにかく猟をしてほしい。それから、併せて事故防止のために、各猟友会、県の猟友会でも猟期前の射撃訓練それから地区猟友会においても個別にそういう射撃訓練とか、そういう形でして、一呼吸置いてでも、安全狩猟に努めるということで、御本人の命も、それから猟に行くどなたもそうなんですけれども、地域の住民の方にもしものこともあってもいけませんので、そういう形で事故防止などに努めているところでございます。

それから、狩猟者の育成というお話を頂いたかと思いますが、これにつきまして、来年度の予算では、一つはチューター制度ということで、ベテランの狩猟者が若い人に技能を伝承するような教え方を取り組みたいと思っておりますし、それから、捕獲、これ人手不足ということもありますので、どういう形で捕獲するのがいいかということで、若干、県内に人材がない部分、残念なんですけど、関係者で見ている中で、コーディネーターという形で認定して、特に猿なんかの生態系など詳しい、より群れをばらさないように捕るような技術などを持っているような方もいますので、まずはそういった方々を講師に招いて、地域で捕獲の効率を上げるコーディネーターの育成、それを地域で定着するなど、より安全でなお且つ群れを、特に猿なんかだったら群れが広がったりなどそういうことにならないような、そういうような対策なども28年度、しっかり講じてまいりたいと考えているところでございます。

#### 木下委員

ますますハンターになる希望者というのが減ってくる時代になってます。そんな思いもあって、私も息子にはハンターの免許を今年取らせたいんですけども、やっぱりみんなが、私も大分、目が、遠くが薄くなってきてますので、そういうことも含めて、しっかりと対策を練っていただいて、安心して地域の生活が守れるような、しっかりと対策を練っていただきたいと思っております。

#### 岩佐委員

最後の委員会ということもあって少しだけ質問をさせていただきたいと思っております。昨日もかなり暖かい日があって、本当にこう、地球温暖化ということが目に見えてきたような気もしたんですけども、今回、そういう意味で、自然エネルギーということに関して私も興味を持ってまして、事前に通告していた内容が、徳島発の小水力の発電の話で、上村委員からも質問があったので、私も、本当にこう、流れている排水路というんですかね、私の家の前にも用水が流れているんで、その水を利用できたらなと思ってますので、今後、いろんなアイデアもあると思います。落差でなくても、で、実際、水車を回すというだけじゃなくて、私もいろいろ調べたら、水を使わず空気を利用するというような発電方法もあると聞いてますので、いろんなところから、また技術開発とかということでアイデアを頂いて進めていただきたいなど、それは要望ということで置いておきます。

それと、今回、通告はなかったんですけども、先ほど、資料2、水素ステーションの開設の報告があって、それについて何点かだけお伺いしたいんですけども、今回、徳島

のほうで出発式であったり水素ステーションの開所式というのを迎えるんですけども、全国的に水素ステーション100か所ぐらいを目指すという話であったんですけども、現状、どれくらい開設をして、今後どのように向かっていくのか、特に関西圏における運用状況というか開設状況というのがもし分かればお願いします。

谷本自然エネルギー推進室長

委員から水素ステーションの整備状況について御質問頂きました。現在、自然エネルギー由来水素ステーション5か所のほか、国は水素燃料電池戦略ロードマップというものにおきまして2015年度までに4大都市圏を中心に100か所の水素ステーションの整備を目指すとの方針を掲げております。一方、都市部では用地が確保できない等の理由で整備が現在進んでおらず、2月末現在、整備計画があるのが86か所、そのうち、開所済みが40か所でございます。委員より質問いただきました本県を含む関西圏におきましては整備計画が14か所ございまして、うち開所済みが4か所でございます。そのうち、本県では2か所の水素ステーションの整備を現在やっているところでございます。

岩佐委員

なかなか都市部においては難しいところがある、そこらが逆に、普及を図っていけるのかなというふうに感じるところです。実際、県庁と万代町のほうで移動式のステーションができるということなんですけれども、特に移動式のほうに関して、12月の委員会の中で出てきて発表もあったということなんですけれども、これはどのように運用を、利用時間帯とか、日にちの制限とかいうのがあるのかどうかというところを教えてくださいませんか。

谷本自然エネルギー推進室長

移動式水素ステーションの運用について御質問頂いております。今、民間事業者であります四国大陽日酸が2か所で運用すると聞いております。具体的には、来る3月22日の開所式の後、3月24日からは徳島市北田宮の四国大陽日酸本社におきまして一般の皆様への水素販売を開始し、3月29日からは万代町4丁目の県有地において運用を開始するというのを聞いております。具体的な運用形態といたしましては、平日のみの運用、そして徳島市北田宮、四国大陽日酸本社におきましては、月曜日、木曜日、金曜日、その10時から午後3時まで。また万代町4丁目におきましては火曜日、水曜日の営業時間は10時から午後2時までの運用をすると聞いております。

(「短い」と言う者あり)

なお、運用予定日及び時間につきましては、今後の利用状況やユーザーからの御要望をお聞きして、より利用しやすくなるよう事業者と調整してまいりたいと考えております。

岩佐委員

なかなか通常のガソリンスタンドのように終日というか、一日、朝からというような状況でもないし、平日というような限定等もあるので、そこらはまた普及状況に応じてということなんですけれども、しっかり、それが終日運用ができるような体制に今後なっていけたらなと、私も願っております。

最後なんですけれども、移動式で、万代町ともう1か所ということなんですけれども、水素に対するイメージというんですか、安全性を不安視するところが。まあ勉強して、安全面とかいうのは確保されているということなんですけれども、その移動式のステーションを置く周辺においての御理解というか、安全性とかについてはどのような取組をされておりますか。

谷本自然エネルギー推進室長

周辺住民への理解を得ているかという御質問だと思います。周辺にお住まいの皆様や事業所をお持ちの事業者の方に対しましては、昨年12月2日から4日にかけて、事業の概要また安全対策や工事の予定などについて説明させていただいておまして、皆様に御理解いただいているものと認識しております。さらに、万代町4丁目での運用開始に先立ちまして、自治会の協力の下、3月19日、土曜日になるんですけれども、現地説明会を開催することとしております。

岩佐委員

理解をいただいて、特にこれから普及に当たっては水素に対しての、特に安全性の理解をしていただかなければいけないかなと思います。それと、もう一つ気になったところがあったんですけれども、啓発というか、安全性が確保されていますよというようなことを広めていくということで、特に開所式の関連行事の中で、小学校児童による水素教室ということが書かれているんですけれども、内容というか、水素に触れ合うというか、気体なんであれなんですけれども、その展示物に試乗ができれば、燃料電池車に対してどういうものかという理解がいただけると思うんですが、この小学校の教室の内容であったりとか水素の安全性の啓発ということについて今後どのように取り組んでいかれますか。

谷本自然エネルギー推進室長

3月22日の開所式と一緒にやります小学生への水素教室の開催、具体的な内容はどのようなものかということでございますが、今回、富田小学校5年生の方に来ていただきまして、実際、水素を実験で作っていただいて、こういうふうな活用ができるんだなあというのを実際に体験していただこうと思っております。このほか、県庁舎に整備しております自然エネルギー由来の水素ステーション、そこを水素社会啓発体験ゾーンと位置付けまして、そこで災害時の活用とかあおぞら水素教室等々をやっていきまして、県民の皆様方に、より親しみやすく、水素を体験していただこうというふうなことを考えております。

岩佐委員

5年生に来ていただいて、水素に触れ合うというか、水素というのはどういうものかという、理解していただくということなんですけれども、本当に、四国で初となりますという移動式の水素ステーションというのを、これから徳島県が引っ張っていけるように、特に安全面とかの啓発活動を通して水素エネルギーというのが徳島県から発信していけるように、これからも力を入れて頑張っていただけたらとお願いをして終わります。

## 木南委員

徳島の高齢者の交通事故死亡率が非常に高いというニュースを見たわけですが、気になるのは、以前に道路保全についての予算があるいはインフラ整備についての予算が随分削られたという経緯があって、長寿命化あるいはメンテナンスが遅れているように思うんで、高齢者の交通事故死亡率と因果関係が直接間接あるのかどうか私にはよく分かりませんが、道路のセンターラインとか右折の矢印、横断歩道等々が非常に劣化しているように思うんですが、これはどんなふう感じられてどのようにしようと思われているのかお答えを頂きたいと思います。

## 九十九建設管理課長

道路の区画線の状況について御説明申し上げます。道路の区画線は道路交通の安全確保のために重要な施設でございます。区画線につきましては平成24年度に全体的な、消えている箇所を調査を行いまして、4年間で約4億円、距離にして550キロメートルほどの引き直しをやってきたというような状況でございます。ただ、お話がございましたように、消えているという状況にも至っておりますので、かなり経年変化も起こってきているというような状況でございますので、その辺、再度しっかりと調査をいたしまして、また計画的に引き直しを実施していきたいと考えております。

## 木南委員

4年間で4億円かけて550キロメートルされたと言われるんですが、私の周辺があぶれたんかなというぐらい、非常に。まあセンターラインだけじゃなくて、いわゆる道路表示といいますか速度規制の表示さえ見えにくいという状態にある。これがくしくも高齢者の交通事故死亡率につながっているということになると非常に重要な問題だなと思うので、問題にさせていただいたんですが、今後、予算的にはどうなるのですか。

## 九十九建設管理課長

区画線だけの予算というものではございませんが、道路の維持関係の予算といたしましては、この28年度の当初予算におきましても、道路の維持修繕事業として、前年度9パーセント増の予算をお願いしているところでございます。そういう予算を活用してしっかりと維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

## 木南委員

長寿命化というのは非常に大事なことで、そのタイミングを逸すると、2倍も3倍もの予算がかかるということがあるんで。まあ舗装はしかりですよ。過去の負の遺産、残してきておると思うんです。こんなことも十分に考慮して、長寿命化あるいは前もって手入れをしていく、補修をしていくというのが非常に大事でないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、本会議等でも、いわゆるおもてなしの第一歩はトイレの清潔さでしょうというお話をしたんです。それで、公共のトイレを清潔にしていく、整備していくというのは非常に大事なことだと思うんですが、事前委員会で聞いたことのその後の対応を報告して

ください。

藤本環境首都課長

木南委員から、事前委員会におきまして、おもてなしの視点からトイレは非常に重要であるので、各部局で話し合ったらどうかという御提言を頂いたところでございます。また、先ほどもお話ありましたが、代表質問の際も、観光にぎわいづくりの観点から例を出されまして、トイレ整備についての御要望を頂いたところでございます。そこで、我々といたしましても、まずは庁内における情報共有が必要と考えまして、事前委員会終了後、すぐさま各部局の主管課に委員の御提言の内容を連絡させていただいたところでございます。さらには、庁内において、徳島のイメージを良くするのも悪くするのも、やはりおもてなし、特にその中でもトイレの印象というのが非常に大きなウエートを占めるというような意識の共有を図りますとともに、どういうトイレがどのくらいあるのか、またその整備に関してどのような支援策があるのか等々、まずは現状を把握するという目的のため、去る3月2日に、各部局の担当者に集まっていただきまして、庁内の連絡会を開催したところでございます。

木南委員

まあ時間があんまりないんで。連絡会の話合いというのはどんな方向に進んでますか。

藤本環境首都課長

先ほど申し上げましたとおり、その連絡会ですけれども、まずは全員で意識の共有を図るということと、現状の把握をしていこうという話になりましたので、今、各部局の中で調査をさせていただいているところであります。今後は、県有のトイレに限らず、いろいろな民間の企業ですとか市町村とかの管理のトイレもございますので、県全体のトイレの状況がどういうことかというような、幅広く把握を進めたり、また徳島県としてどのような取組ができるのか等々も今後話合いをしてまいりたいと考えております。

木南委員

今まで、そういう公衆トイレ、いろんな部局が担当あるいは民間のものもあるんですが、ということで、横のつながりが全くなかったと感じているんですが、そこに連絡協議会ができて、そういうふうな現状を認識していただいて、なかなかトイレの改修には予算もかかる、あるいは改修ができればボランティアさんにも幾らか協力いただけるという環境がありますので、そこらあたり十分に配慮して整備を進めてほしいと要望して終わります。

庄野委員長

午食のため休憩いたします。(12時00分)

庄野委員長

それでは再開します。(13時03分)

## 樫本委員

吉野川の環境を守るための河川水量の確保についてお伺いをいたしたいと思います。さきの代表質問におきましては、我が会派から、寺井議員が、吉野川の環境保全に関連する早明浦ダムの事業再編、そして治水利水に関する条例について知事に質問を行いました。私自身、いずれも本県の河川行政における大変重要な課題であり、懸案事項であると思っております。そして、将来の吉野川への思いを巡らせれば、県民目線で、また必要な場合は国や他の関係する3県ともしっかりと対峙をし、県益を確保していかなければならない、これ常々からこういうスタンスでこの課題に臨んでおるところでございます。そこでお伺いをいたしたいんですが、早明浦ダムの再編事業の知事の答弁の中で、再編事業の協議に当たっては、過去の約束の履行と、そしてダム建設に伴い生じた課題の解決を強く国に求めていきたい、こういう姿勢を示されたわけですが、この過去の約束、そしてダム建設に伴い生じた課題というのはどう認識されているのか具体的にお話を頂きたいと思っております。

## 古井河川整備課副課長

ただいま樫本委員のほうから、この前の代表質問の答弁の中で、過去の約束とダム建設に伴い生じた課題とは何かということで御質問を頂きました。吉野川におきましては、昭和41年に当時の県議会での御議論を踏まえた苦渋の決断の下で、香川用水をはじめとする分水に同意した吉野川総合開発計画が策定され、昭和50年3月の早明浦ダムや池田ダムの完成によりまして、今日の四国を支える治水利水の構図が形成されたところでございます。昭和41年のこの同意から50年を経まして、今回、国が主導する形でこの構図を議論する早明浦ダム再編事業への議論の場が設けられたところでございます。本県がこの協議に臨むに当たりましては、治水の労苦の歴史を踏まえ、治水の上に利水が成り立つとの考えを基本といたしまして、無堤地区の早期解消とともに過去の約束の履行とダム建設に伴い生じた課題の解決を協議着手への前提条件とすることを国に明確にしてきたところでございます。

そこで、まず過去の約束の履行についてでございますが、本県が早明浦ダムの建設に同意した時、国に対しまして、岩津上流地区の無堤地区を解消すること、また流水の正常な機能を維持するための流量を優先的に確保することを求めるとともに、併せて異常な渇水のため、早明浦ダムが調整能力を失ったときはダム建設以前に遡り、銅山川から第5次分水協定に基づいた放流を行うなどを求めていたところでございます。次に、ダム建設に伴い生じた課題の解決につきましては、早明浦ダムや新宮ダムの建設に合わせまして、銅山川が著しく水量が減少いたしまして水無し川同然となっていることから、この解消を国に求めているところでございます。今後も、本県といたしましては、引き続きこうした過去の約束の履行とダム建設に伴う課題の解決を強く国に求めていきたいと考えているところでございます。

## 樫本委員

昭和41年に同意をして了解ということで分水をし、建設を始めたダムなんですが、第5次分水協定でも、いわゆる銅山川の水量が確保できないときは、そんな場合は早明浦ダムがその調整機能、いわゆる吉野川の下流域の河川維持水量を確保するために補完的な機能

として水を流しますと、こういう約束をしたと。これから後、50年がたつんです。ずっとこの約束が守られていない。この間、徳島県は多大な損失をいたしました。他の3県は成長しておりますよ。愛媛、香川、高知も。徳島だけが犠牲になってきた。私も以前もお話しましたが、これは本当に情けないことです。今後しっかりと、今回の早明浦ダムの事業再編では、この課題の解決に向けて全力で頑張っていたいただきたいと思うわけでございます。そこでお伺いするんですが、早明浦ダムの建設の目的の一つに、吉野川の下流域への流量の確保、つまり銅山川からの水量の補完という考え方でありました。これが課題なんです。銅山川から吉野川までの間の、いわゆる水量確保のためには、銅山川の一番下の堰、影井堰から吉野川への合流付近まで、この間の水というのはほとんどないわけ。河川維持水量としての機能は全く果たされていない。ほとんど死んだ川になってる。早明浦はもっと上流やからね、これとは別ですよ。流域が違うからね。この間の水量を取り戻すということには、そのためには何をしなくてはならないんですか。答えてみてください。これ二つの方法しかないと思う。どんなことができますか。

#### 古井河川整備課副課長

ただいま、委員のほうから、銅山川、影井堰から吉野川までの間の水を増やすにはどうということが想定されるのかということでございますが、繰り返しになりますが、吉野川におきましては昭和41年の当時の県議会の御議論を踏まえて、苦渋の決断の下に今日の利水の構造というのが出来上がっております。このようなことから、吉野川の水につきましては、本県にとりまして大変貴重なものと考えているところでございます。そのため、絶えず県益を最優先にした立場で臨んでまいりたいと考えております。

#### 樫本委員

今のは答えになってない。僕が考えるのは、これは愛媛に向けての分水を少し遠慮していただく、これを愛媛県や国に対してしっかりと伝えること、もう一つは、愛媛県や国に対して、新しい銅山川流域での水源の確保、水資源開発をやってくれと。そして下流域のいわゆる維持水量を確保してくださいと、こう言う以外にない。是非これを今度の協議のときに言ってくださいよ。言えますか。

#### 楠本県土整備部副部長

樫本委員からお話がありました水無し川同然となっております銅山川、ここの水量の確保というのが非常に重要であり、過去の経緯からも、強く国、四国各県、特に愛媛県に強く、水量の確保については主張してまいりたいと考えております。

#### 樫本委員

水量の確保についてはしっかりと訴えたいということなんですが、これはもう、向こうに少し遠慮をしていただくか、制限を加えるか、新しい水資源開発を行うしかない。これははっきり、この二つどっちか、両方言えればいい。是非言ってください。しっかりと県益確保のためをお願いをしておきます。

非常にこれは難しい課題なんですね。よく分かってて言っているんです。その間、だか

ら50年間も解決できなかつた。しかし、約束は約束だから、これはしっかりと守ってもらわないかん。そうしないと、いわゆる今回の早明浦ダム再編事業の中身の大体は、いっぱいになった水を、簡単に言うと、水門ゲートの拡大をして流下能力を上げると。ほとんど排出する部分を増やすだけでしょ。それでは下流域は困るんですよ。安定して、平均して吉野川下流域に水を流していただきたい。洪水のときだけどっさりと流してきても厄介者はもういらんです。これをもっと新しい手法で、資源として確保するというとも考えていかないかん。これは知事もいつも言ってますね。ピンチはチャンス。この洪水というのはピンチかも分かん。しかし一方ではこれはチャンスなんです。エネルギー。それと県民の安全と安心を守るエネルギーの視点からは非常に大きな役割です、この水資源というのは。この洪水をしっかりととどめて、エネルギーに変換していくべきです。

今、日本の化石燃料の輸入は20兆8,000億円です。これが製品になるのが年間28兆円です。これを国民がずっと全て負担をして日常生活を送っている。国民が28兆円の負担をしている。原油として輸入しているのは20兆8,000億円、この富はほとんどが中東に吸い取られている。中東の国々の富は言い換えたら日本の富。今、原油安で、相当安くなっている。これ非常にいいことなんですよ日本にとっては。しかしこれが国民生活にそれほどプラスを感じる形には至ってない。まあ灯油やガソリンが少し安くなって、車を利用する機会が増えたといえばそれはそれでプラスなんです、もっと大きなプラスがあるんですね。エネルギーに変える。原油が安いときでもエネルギーに変えて自然エネルギー、クリーンなエネルギーの確保のために一生懸命投資をして、そして、もう産油国とは余り付き合いをしない。素材産業の原料としての、工業製品としての、化学繊維としての、そういう化学原料としての原油は仕入れても、加工して製品になれば、高付加価値の富が我々日本人に入ってくるからそれはそれでいいんですが、もうとにかく燃料として燃やしてしまう、そういうことは今やめないかん。地球温暖化防止のためにこれほど言われているんですから、これを何とか止めなくてははいけない。そのためにはやっぱり、この洪水を有効なエネルギーとして、もう小水力の発電とかいう、そんな小さなことを言ったらいいかん。大きいことをいかにいかに。28兆円のうち、これを半減できたら14兆円。14兆円のこの富を国民に配ってみなさいよ。そしたらものすごい豊かさを感じることができる。これこそ経済の好循環、何か国会みたいになってきたけど。これは、エネルギーの宝庫である徳島から、自然エネルギー協議会の会長県である徳島県から、これはしっかりと推し進めるべきだと思いますね。こういうことを含めて、こういったことからしっかりと、これは議会側と理事者側とが共有をしながら、共に勉強をしながら、新しい地方創生をそこでやっていくと。これはこの機会ですよ。早明浦ダムのいわゆる再編事業、治水利水のこの条例化をする中での大きなウエートというか視線の転換につながって行って、これは徳島県にとって非常にいい結果をもたらすと思います。全国のモデルになるんじゃないかと思います。

それから、今朝の日経ですが、こういうふうな記事も出ておりますよ。ノルウェーはヨーロッパで産油国第2位なんです。ロシアに続いて。ノルウェーといえば水資源が非常に豊富です。従来から水力発電で、もうエネルギーは100パーセントここは水力発電なんです。そのノルウェーで、産油国のノルウェーで自動車はEV、ハイブリッド。電気に換えていくわけ。もう今、20パーセントの車が電気自動車に換わっている、こういうことなんです。これやっぱり徳島はノルウェーを目指すべきです。そうすることによって地



方創生はできると思いますよ。観光は増える、県民の可処分所得は増える、豊かになる、こんないいことはない。そういう意味で、この水というのはエネルギーに変わる、ダムというのはバッテリーです。蓄電池です。今、ダムを造ろうと言ったら、何か悪いことをしているように皆さん言いますが、今はそんなことない。みんながやろうというような、素晴らしい水辺の空間ができて、そして観光資源にもなる、ものすごい大きな波及効果があります。こういう考え方について、どういうふうに思われますか。

#### 古井河川整備課副課長

今、委員のほうから、水をエネルギーに変えていくというふうなお話を頂いたところでございます。ノルウェーの事例とかも御紹介いただいたところでございますが、今回、条例を作っていくに当たりまして、今議会におきまして条例骨子案を出させていただいております。その骨子案の中では、流水の新たな活用として、小水力発電の推進を位置付けているところでございます。小水力発電につきましては、流水を有効に活用する手段の一つでございまして、用水路や小規模な河川などに水車発電機を設置することによりまして電力を生み出すことができる、本県におきましても中山間部で導入が可能な自然エネルギーとして積極的に推進されているところでございます。そこで、条例に用水路や小規模な河川などで小水力発電を導入し、エネルギーを回収していくことを位置付けまして、県内での小水力発電の普及を目指してまいりたいと考えているところでございます。

#### 榎本委員

飽くまでも小水力にこだわるんですか。まあ大きな話やから。あのね、徳島の吉野川の水量というのは全国一ですよ。我々はこの水量を生かしてない。ただ厄介な洪水として紀伊水道に流しているだけ。これ那賀川も一緒やけど、まだ那賀川のほうがまだちょっとましか分からんね。那賀川もものすごいエネルギーの適地ですから。是非、小規模発電にこだわらず、もっと大きな視点で。徳島から日本のエネルギー政策を変える、そのぐらいの大きな気概を持って国にいろいろ働き掛けをしませんか。一緒に勉強しましょうよ。是非、この課題は議会と理事者と一緒になって勉強しましょう。関係部局みんな呼んでね。県庁が一つになって。徳島県民に豊かさを実感させてください。この豊かさを実感させるとか何とか言ってませんか。大きなこと答弁で言ってましたよ。「今後とも、地方創生の旗手、徳島として、徳島から日本の治水利水を変えるという強い気概を持ち、県民の英知を結集した総合的な治水利水対策をしっかりと推進し、県民の皆様方に安全安心や潤いのある豊かな生活を心から実感いただけるような施策を進めてまいります。」と、こういう立派な御答弁を頂いた。非常に頼もしい答弁。これが言葉だけじゃなく実感できるように、目に見えるように、そんな方向に進むように、理事者と議会とが一緒になって勉強して、そういう方向で進めていただきたいと思います。是非その場を設けてください。よろしく願いします。

#### 原井副委員長

先日の一般質問の時に鳥獣被害対策について、吉野川市の猟友会のいのしし犬の訓練大会のパネルを使いながらお話をさせてもらったわけなんですけれども、その時に理事者の

皆さん方から頂いた回答をもう少し掘り下げてお聞きしたいと思うんですが、頂いた回答の中で、平成28年度にはいのししについて指定管理鳥獣に加えるということで、いのししの適正管理計画を策定して、平成35年度までの生息数の半減を目指す、という御回答を頂きました。それで、私もいろいろ調べてみましたが、県下のいのししの捕獲頭数、平成21年度から1年間で4,342頭、それで昨年度が8,240頭ということで、約5年前に比べると、いのししの捕獲数は倍増しているということで、その点を非常に強化しているということで御回答いただいたんですが、そこで単純な疑問が浮かび上がりまして、現状で、県下でいのししというのは実際に何頭ぐらいいるのかということをお聞きしたいと思います。

#### 小椋生活安全課長

ただいま副委員長から、県下にいのししが一体何頭生息しているのかという御質問かと存じますが、まず初めに、生息数につきましては平成26年度に、実は環境省が四国のいのししの生息数を推計しようということで、捕獲した頭数から生息数を推計する、この考え方は、よく、まぐろの漁業資源なんかを計るときに、採れる量からどれくらいいるかという統計手法でございますが、これによりますと、平成24年度末の四国のいのししの生息頭数は約9万3,000頭と。そのうち、徳島の場合、捕獲数から、比例配分にはなるんですが、それでいきますと、約1万5,000頭から1万6,000頭生息しているのではないかとというのが推計値となっております。

#### 原井副委員長

私もいろいろ調べてみたら、大体1万5,000頭から1万6,000頭というのが大体分かったんですが、そこでちょっと単純な疑問が浮かび上がりまして、今、年間約8,000頭のいのししを捕獲して行って、この状況が続いていったら、単純に、もうすぐ近いうちに、いのししの頭数が半数になるのではないかと、そういうふうなことを考えておりまして、その辺の調整を計画として行うのかという疑問がありまして、それプラス、なぜ平成35年度までの計画なのかという、その意図をお聞きしたいなと思うんです。

#### 小椋生活安全課長

ただいま、8,000頭を捕りながら、なぜすぐに減っていかないのか、そして半減を目指すために、なぜ平成35年度までもっていくのかというお話かと存じます。まず初めに、いのししは成熟した親のいのししが、1頭当たりですが、大体4頭から6頭子供を産むと。それで、大人になるまで大体1年ほどかかるんですが、その間、病気など自然死をするものを除けば、捕獲をせずに放置した場合は、例えば今、1万5,000頭に対してなんですけれども、その生息数に対して、毎年大体4割程度上積みするというので、1万5,000頭を母数としましたら、4割何もしなければ増えるということから6,000頭増えるという計算になりますので、放っておけば、翌年には2万1,000頭、また2万1,000頭を母数にまた4割増えるという悪循環になってくる構図になります。そういうことですから、捕獲計画を立てるときに、実は鹿といのしし両方捕獲している状況もありまして、狩猟者の労働配分も併せてあるんですが、最低でも6,600頭、まあ昨年ちょっと8,200頭捕ったという大き

い数字も、ボーナスですけどちょっと聞いておるわけですけども、今後考えまして、最低でも6,600頭。でもそれではちょっと弱いでしょうから、目安として7,000頭を超える水準を前提として捕っていけば、毎年、母数に対して4割増えてまた捕る、増えては捕るということを繰り返していくと、平成35年頃には約半数あたりの7,000頭水準まで下げていけるのではないかと考えております。これを踏まえまして、平成28年度に平成29年度から平成34年度までに、また新しく第4次のいのししの適正管理計画を策定していくわけですが、それに盛り込んで、是非とも平成35年度までに半減ということで目指したいということで定めようとしているところでございます。

#### 原井副委員長

計画についてはよく理解できました。それに加えて、一般質問の時にも話をさせていただきましたけれども、いのししの農作物への被害プラス住宅地に、いのししと遭遇して危険な目に遭ったと、そういう話もちょくちょく聞くわけなんですけれども、やはり鹿や猿に比べると、いのししは非常に危険だと思うんですけれども、そのあたりの遭遇したときの対処方法というのは、県として、現状でどのように周知しているのかということをお聞きしたいと思います。

#### 小椋生活安全課長

ただいま、いのししに遭遇した場合の対処の仕方についての御質問かと存じますが、まず初めに、ここ二、三年、特に目立っているんですが、いのししが出没してお遍路さんにかみついたとか、それから保育園に突っ込んだとか、そういう事故というか事件がありまして、そういうことが発生した場合には出没の通報を受けまして、私ども県の鳥獣保護監視員と猟友会のほうにお世話にもなりつつ、一緒に付近のパトロール、捕獲おりの設置なども進めておりますし、それから市町村、教育委員会、学校、警察との連携によって、例えば防災行政無線を使った注意喚起、それから生徒さんの保護者への連絡、場合によっては登下校時の見守り活動などもしております。それから、個人が自分の身を守るという観点からいきますと、万一出会った場合に、いのししは興奮しているときはたてがみが逆立っていたり、威嚇音もしますので、そういうときには特に注意が必要で、背中を見せずに、いのししの様子を見ながらゆっくり後退をして、静かにその場を立ち去る。それから、今の時期は、犬を連れて散歩なんかしてますと、いのししが犬によっては飼い主の方と合わせて狩猟者として判断して攻撃してくることもありますので、そういうときには、是非、犬のリードを外していただいて、犬のほうへ気を引き付けて、まずは御本人の身を守っていただく。それから、うり坊がかわいいからといって、近付いたり追い掛けたりすると親いのししに遭ったり、それから、またかわいいからといって絶対に餌を与えないようにということで、そういうようなことについても注意を喚起するちらしを県のホームページにも掲載しておりますし、それから、時期時期、節目を見ながら、市町村や教育委員会を通じて配布するなど、注意喚起も行っているところでございます。

#### 原井副委員長

県民への周知の取組については大体理解ができました。個体数を今後、意図的に管理し

て減らしていくことによって、県民の方々も、それによっていのししに遭遇することも少なくなってくると思うんですね。ですので、今後もこのいのしし適正管理計画というのをしっかり進めていただきたいというふうに思っています。

それに加えてもう一点、先ほど木下委員からも意見が出ましたけれども、狩猟者の方の若手の担い手づくりについてもちょっとだけ質問させていただきたいと思うんですが、本会議で質問させてもらったときに、御答弁頂いた中で、平成27年度の新規の狩猟免許取得者は過去最大の287名になったと。それで、狩猟者の登録数も昨年度より約100名増加し、県下では2,368人となり、少しばかり増加傾向の兆しが見えてきたということでお話を頂いたというふうに思うんですが、これはたまたま増えたというよりか、県がいろいろ施策を実行されてきた中で、その実績が少しずつ実ってきたのかなあと思っているんですが、特に大学生に向けて、狩猟者に興味を持っていただきたいと、担い手になっていただきたいということで、出前講座なんかも行っていると聞いているんですが、そのあたりのいろんな取組、成果とか分析についてちょっとお話しただけならと思うんですが。

#### 小椋生活安全課長

ただいま、若者の狩猟免許の取得に向けての御質問かと思えます。まず初めに、本会議の答弁でもありましたように、狩猟免許の取得を平成27年度は287人が新規で、この制度が始まった昭和54年以来、最高ということになりましたが、これに向けましては、やはり昨年、鳥獣保護法の改正があって、平成26年の5月にありまして、その後、若い人でも20歳未満でも狩猟免許、わななんかは取れるとか、そういうふうに制度が改正され、それについては県も政策提言した経緯もありまして、それを率先してやろうということで、特に今年度は徳島大学におきまして、大学生を対象に、30人ほど参加をしていただいたわけですが、鳥獣被害の現状とか、今、取り組んでいる対策、それから実際に、狩猟者、狩猟している地区の猟友会の会長さんにきていただいて、狩猟の体験話とか苦労話なり、今の地域での現状とかそういうものなんかについて、学生に対して、ちょっと回数は忘れちゃったけれども6回か8回か、2時間単位ぐらいで、講義という形式で、ゼミというか、やりまして、その中で、是非とも狩猟免許を取りたいというので、意気を感じてくれた学生さんが、実際、狩猟免許の試験を受けていただいて、新規に12名、取っていただいています。その前の平成26年度は1名だったんですけれども、これからは、こういうふうに若い人が鳥獣害対策に対しての重要性を認識していると、それからジビエにも関心があると、それで今後、わな免許を取ったら、狩猟の技術指導なんかもしてほしいという感想なども頂いたところですので、今後は徳島大学から他の大学にも広げまして、なお一層、若者の狩猟免許の取得、そちらについて頑張っていきたいと考えているところでございます。

#### 原井副委員長

分かりました。今後は徳島大学以外にも広く周知を図っていくということで理解をさせていただきました。それプラス、先ほど、木下委員からも質問がありましたけれども、チューター制度を新たに始めるということで、ベテランの狩猟者の方が、その若手の担い手の方とマンツーマンで指導を行っていく制度であると私は認識しているんですけれども、具体的に教えていただければと思います。

## 小椋生活安全課長

チューター制度についての御質問かと存じます。これにつきましては、元々問題点として、狩猟免許を取ったものの、実際、私どもも猟友会と連携しまして、新規の狩猟免許取得者を対象に初任者講習として、これまでのわなの作り方とか、仕掛け方、場合によっては銃の、午前中の木下委員への答弁にもありましたけれども射撃訓練大会なども開催してきたところなんですけど、やはり実際、現場へ出るとどうしたらいいか分からない。こつを教えてもらえる人がいないとか、誘ってくれる人がいないとか、そういうことで、狩猟免許の期間が3年なんですけれども、3年したら辞めようとする人もいたり、中にはそのままペーパーハンターというのも実際、あるということで、そういうことから、やはり現場で使える技能が必要だろうということで、このチューター制度では、ベテランの狩猟者が家庭教師のように現場で指導できないかと。特にやりたいものとして、現場で獣の足跡の見分け方、それから通り道の見付け方、それからわなの仕掛け方、で、わなに掛かったものについては、やはりどうしていいか分からないというのがありますので、その仕留め方、また仕留めたものについては、自分で解体して、肉として使うとか、それから、銃でしたら複数の人数によっていのししを追い込んで仕留めるというか、巻き狩り猟というか巻き猟というものなんかについても、是非とも、今、技能のあるベテランの猟師さんの力を若い人に伝えて、将来は地域の鳥獣害対策を担っていただける方になっていけるよう頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

## 原井副委員長

吉野川市の猟友会の方々にお話を聞いた中で、やっぱり若い担い手づくりというのが一番の課題となると、そういうふうには狩猟者の方々がおっしゃってましたので、是非ともこの点は力を入れていただきたいというふうに思います。例えば、吉野川市の県議会議員で言いますと、新人の敬が、ベテランの孝さんの背中を見て育つように、やっぱりそういう関係が非常に重要になってくると思いますので、そこで、この平成28年度に立てるいのししの適正管理計画の中に、いのししの管理プラスアルファで住民、先ほど質問の中でありました住民への危険対処の周知の面と、今の若手の担い手づくりの面、この二つを加えていただいて計画を立てていただくように提案させていただきたいと思いますがいかがですか。

## 小椋生活安全課長

ただいま、適正管理計画に捕獲して管理するのみならず、人づくりそれからのししに対する被害、特に農作物以外にも人の身体に対してということで御提言を頂きましてありがとうございます。是非とも、この管理計画におきましては、そういう点を皆様が認識できて、狩猟者の視点、それから被害対策の数を増やすだけでなく、皆さんの命を守るという観点からも計画の中身についてしっかりと取りまとめていきたいと考えております。

## 樫本委員

高齢の孝のほうから、質問の補完をちょっとしたいと思います。一つは若手の育成、非

常に大事なことをお話を頂きました。ひとつそのとおりに進めてください。

もう一つは、以前、那賀町のほうでも事故のあった、いわゆる高齢者の、免許の、特に銃のほうの免許の返納というのはどういうふうになってますか。これ非常に、いわゆる認知症の問題があったりして、せっかく長くなった人生、最後に、事故を起こしてしまったら、非常に狩猟者としても怒られたり、非常に社会貢献された方々なので、非常に気の毒なことなんですよ。こういうことが起こらないような対策も大切かと思うので、そのためには免許返納制度があってもいいんじゃないかと思うんですが、そんな制度はあるんですか。

#### 小椋生活安全課長

銃の事故を受けて、高齢者の方の銃の返納というお話を頂きました。まず、狩猟免許については私どもがやっておりまして、警察で猟銃の所持許可ということで、警察のほうで所持許可で、また期間ごとに点検なり更新という形でやっておるんですが、やはり後期高齢者とかになりますと、認知症とかの問題もありますので、更新の際には認知症の検査も一緒にやっておりますので、そこで不適合があれば、残念ながら所持許可を出せないということで、お返しいただく。銃についても返納していただくという形を取っておりますので、その点は、それをしっかりやることによって、認知症による事故はないようにしたいと思います。今回は飽くまで思い込みと認識で先に突っ走ったというか、結果的になってしまったということですので、猟友会の皆さんも一呼吸置いて、目先の、食らいつかないようにということで頑張っておりますのでよろしくお願いします。

#### 樫本委員

分かりました。しっかりと、高齢者の皆さんにそういう事故を起こさせないような、起こらないような環境づくりに頑張っていたいただきたいと思います。

#### 庄野委員長

最後の委員会ですので少しだけお聞きします。一般家庭の、電力の自由化といいますか、電力会社を自分で選択できるということが、この4月から一般家庭でも起こるようになってるんですけども、現在、県のほうは電気は入札とかしながら、安い電気を何箇所か買っているように思うんですけども、今の県の現状を教えてくださいたいのと、県民の方も戸惑っているところがあるかと思うんですけども、この一般家庭の電力、私が言おうとしている趣旨は、環境的に、エコで、ソーラーパネルとかで発電された電力を買いたいというふうなことを選択したい場合に、そういうことが可能なかどうか。少し勉強不足で、お聞きするんですけども、どういうところに留意をしながら電力の自由化に一般の家庭の方は対処していったらいいのか、少し教えていただければと思います。

#### 藤本環境首都課長

委員長のほうから、電力自由化の関係での御質問を頂いております。最初に御質問頂きました県庁の現状がどうなっているのかというところでございますけれども、その点につきましては、私どものほうでは、今、所管しておりませんので、確たるものはございませ

んけれども、電力の自由化につきましては、平成12年度から段階的に始まっておりまして、規模の大きさによって4段階ぐらいに分かれて、最終、この平成28年4月から全面自由化ということで、小口の、いわゆる家庭も含めて全部の電力が自由化されるということになっております。やはり県庁の場合、非常に大口ですので、既に途中段階で電力自由化が始まったところから、四国電力だけじゃなくてほかのところも含めての入札で決めておるのかと思っております。で、そうなりますと、やはり大手電力が今まで、各地域地域で、独占をしていたところが、多様な企業が参入することになりまして、今、新聞報道等によりますとガス会社ですとか携帯電話会社、そういうところが参入してきておりまして、利用者の方が自由に選べるという状況になります。ただ、一番問題なのは、消費者の方が不利益を被らないようにするということが第一かと思っております。そこで、国におきましては、営業活動に関するルールというのがまとめられておりますので、それがホームページなりいろいろなところで公表されておると思っておりますので、まず消費者の方々には、そのルールのところ、発表されているところをよく見ていただいて、自分に不利益にならないような選択をしていただきたいと思いますと思っております。

委員長がおっしゃいました環境に優しい電力を使えるかどうかというところですが、いわゆる電源構成、自分が購入している電力会社の販売する電力がそもそも何でできているか、火力発電なのか原子力発電なのか、それとも太陽光発電なのかという電源構成につきましても、開示をすることが望ましい行為というふうに、その営業活動のルールではされておりますので、恐らく大方の電力会社においては、自分のところはどのような電力を元にしてやっているというのが明示されていると思っておりますので、そのあたりを見ていただければ、この電力会社は自然エネルギーを使っているんだとか、ここは原子力を使っているんだなというようなことが分かると思っておりますので、そのあたりをしっかりと消費者の方々には見極めていただいて、選択をしていただけたらと思っております。ちなみに、県といったしましても、県民の皆様方にこのような状況をお知らせするのが大事だと考えておりますので、我々のほうで来週に省エネセミナーを開催させていただく中で、四国経済産業局の方々に来ていただいて、その電力自由化のお話もさせていただくような機会を設けることとしておりますので、よろしくお願ひします。

#### 庄野委員長

よく分かりました。私もエコのエネルギーで、多く使われているのであれば、そちらの選択もあるのかなという思いでお聞きしました。

それと、午前中、オスプレイが鳴門で目撃ということで上村委員のほうからもあったんですけれども、僕もこの記事を見てびっくりしたんですけれども、やっぱり素早く対応してくれて、言わば申入れをしていただいたというのは敬意を表します。それで、またこんなことがあったら私は困ると思うんです。県民の方々や国中が注目しているこのとりのことがありますので、知事のほうからもしかるべきときに早い段階できちんと、こういう事情だからということで、特段配慮を願いたい部分の申入れをしていただきたいと思います。

それと、委員さんにもお聞きしたいんですけれども、議会のほうは特段何もしなくてもいいですかね。議会のほうからも少し、そういう声を、抗議というか要望みたいなものを

関係省庁に上げるということも必要なんじゃないかなあと思ったりもしたんですけれども、これは小休して少しお話をさせていただきたいと思いますが。

早速申入れをしていただいているので、それはそれで了解とするんですけれども、知事が直接というんですか上京した上でも結構ですので、そういうふうな旨を。徳島県の特異な事情ということ。環境的にも非常に優れた地域で、自然の豊かな生態系の中で、ふなとかどじょうとかがいっぱい生息しています。そういう環境をこのとりは見て飛んできて巣作りしているんですから、そういう特異な事情を説明していただいて、こういうオスプレイなんか絶対に飛ばないように申入れしていただきたいというふうに思います。

(「人間の命も大事ですよ。このとりも大事ですけど。」という者あり)

もちろんそうです。指摘していただきましたように、もちろんそうです。そこだけじゃなくって、いろんな、南のほうでもずっと飛んでいる部分もありますので、そこら。これ部局が違いますのでオスプレイはもういいです。

(「このとりとオスプレイと一緒に並べて、話が見えんようになつとるわ」という者あり)

(「ちょっと勉強せんといかんわ。勉強させてもらいます。これから後の取組……」という者あり)

小休します。(13時52分)

庄野委員長

再開します。(13時53分)

そういう事情でありますので、このとりはきちんと住んでいただいて、営巣活動が続けていただいて、本当に卵がふ化して、みんなが笑顔になれるようなことになれるようによろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日には辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございませんか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございませんので、一言御挨拶を申し上げます。委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に、御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これも一重に、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。また、高田県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、



今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。御苦勞様でございました。

#### 高田県民環境部長

本日、出席いたしております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。ただいま、庄野委員長さんから、御丁寧なお言葉を賜りまして、誠に恐縮いたしております。庄野委員長さん、原井副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年間、予算案、条例案をはじめ、環境対策関係の様々な案件につきまして、御審議、御指導を賜りまして、深く感謝申し上げます。委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、しっかりと受け止めまして、今後の事務、事業の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御健勝と御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 庄野委員長

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(13時56分)